

東京学芸大学附属図書館ラーニングコモンズ協働プロジェクト実施要項

平成 30 年 3 月 7 日

(目的)

第1 この要項は、東京学芸大学附属図書館ラーニングコモンズ（以下「ラーニングコモンズ」という。）における学習支援の充実を図るために運営するラーニングコモンズ協働プロジェクトに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2 ラーニングコモンズ協働プロジェクトは、東京学芸大学（以下本学）の学生個人からの申請に基づき附属図書館長（以下「館長」という。）及び学術情報課長の承認によって以下の活動を行う。

- (1) ラーニングコモンズにおけるイベントの企画・運営
- (2) ラーニングコモンズを活用した学習支援の活動
- (3) その他館長及び学術情報課長が必要と認めた学習活動を行う。

(選考)

第3 ラーニングコモンズ協働プロジェクトは、以下の条件を満たすものとする。

- 2 申請者は、本学の在学生とする。
- 3 責任者は、本学の常勤教職員とする。
- 4 プロジェクトへの参加者の3分の2が本学学生であること
- 5 プロジェクト終了後、申請者は活動報告書を提出すること。

(活動に対する支援)

第4 ラーニングコモンズ協働プロジェクトは、活動に際して図書館からの支援を受けることができる。

(守秘義務)

第5 ラーニングコモンズ協働プロジェクトに参加する者は、活動上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、その任を離れた場合も同様とする。

(その他)

第6 ラーニングコモンズ協働プロジェクトは、相談内容に応じ適宜図書館職員に報告を行い、指示を受けることとする。